

給水装置工事の指針

第10章

完成検査

浜松市上下水道部

目次

| | | |
|------|-------------------|------|
| 10.1 | 目的 | 10-1 |
| 10.2 | 主任技術者が行う完成検査 | 10-2 |
| 10.3 | 工事記録写真 | 10-4 |
| 10.4 | 市が行う完成検査 | 10-6 |
| 10.5 | 市が行う開発行為工事（配水管）検査 | 10-7 |
| 10.6 | 指定工事事業者が市へ提出する書類 | 10-8 |

第10章 完成検査

10.1 目的

法第25条の4第3項第3号及び条例第12条第3項に規定する給水装置工事の完成検査等について必要な事項を「給水装置工事の完成検査等に関する要綱」（以下「検査要綱」という。）に定め、完成検査等の適正な実施を図る。

<解説>

【法第25条の4】

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一 給水装置工事に関する技術上の管理

二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四 その他厚生労働省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

【条例第12条】

工事は、あらかじめ市の審査に合格した設計に基づき、申込者が法第16条の2第1項により管理者の指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に施行させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、市が工事を施行するものとする。

3 第1項の規定による工事が完成したときは、直ちに市の検査を受けなければならない。

4 法令その他別に定めがあるもののほか指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定める。

10.2 主任技術者が行う完成検査

- (1) 主任技術者は、法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の規定により、施工した給水装置が構造・材質基準に適合したものであることを確認するための検査を実施しなければならない。
- (2) 前項の検査には、施工の途中に施工管理のために行う中間検査と、工事完了時に施工状況の最終確認のために行う完成検査がある。この章では、完成検査の事項について定めるが、中間検査もこれに準じて行う必要がある。
- (3) 完成検査は、給水装置が構造・材質基準に適合し、かつ、施工方法が適切に行われたことを最終的に確認する重要な作業であり、設計書等の書類検査と、現地の施工状況を確認する現地検査とがある。

〈解説〉

(1) 書類検査

設計書等の書類検査は、設計審査を受けた設計書を基に状況変化のため変更した部分を修正し作成された完成図により実施すること。なお、完成図の作成は「6.2 設計書記載要領」によること。

また、施工途中に工事申込者の要望、建築物の変更その他の事情により設計審査を受けた設計書等の変更（分岐位置、口径・管種、給水栓数の増減等）となる場合は、速やかに設計書等を作成し、市の審査を再度受けなければならない。

(2) 現地検査

現地検査は、原則として給水管などの布設が終了した時点で、かつ、地中や壁体内に埋設されず露出状態にあるときに行うものとする。このため、主任技術者は、埋設、隠ぺい後の検査とならないため、建築及び給水装置の工程を把握し、工事従事者と連絡調整を行い、露出状態にある時点を捉える必要がある。

現地検査には、水圧検査、材質検査、配管・工法検査、機能検査及び水質検査がある。

ア 水圧検査

検査水圧は、1.75 メガパスカル、負荷時間は 1 分間とし、その際、漏水、抜けその他の異常がないことを確認する。既設管に水圧がかかる場合は、担当課・室との協議により、当該配水管の最大静水圧の 1.5 倍に替えることができる。

イ 材質検査

給水管及び給水用具が、性能基準適合品を使用しているかを確認する。

確認の方法は、自己認証品は製造業者等の自社検査証印・製品品質証明書により、また第三者認証品は品質認証マークの表示を確認する。

ウ 配管・工法検査

構造・材質基準その他関係法令等に適合した適切な配管状況及び施工方法であり、かつ、設計書と整合していることを確認する。

エ 機能検査

(ア) 給水栓類の吐水量及び作動状況を確認するとともに、メーター作動状況（すべ

ての給水栓等がメーターを通過しているか)の確認を行う。

(イ) ブースターポンプ、減圧式逆流防止器、吸排気弁その他器具の作動状況を確認する。

オ 水質検査

(ア) 遊離残留塩素を測定 (DPD 法による) し、基準値 (0.1 mg/L) 以上であることを確認する。

※DPD 法とは、水道水の残留塩素を標準比色列と比較し測定する方法

(イ) 臭気、味、色及び濁りについては、観察により検査を行い、異常がないことを確認する。

カ その他

各戸メーターと各戸給水装置の適合性を確認する。

(3) 書類提出

指定工事事業者は、工事が完成したとき、完成日から 14 日以内に「給水装置工事完成届」、設計書 (給水台帳) その他必要書類を市に提出しなければならない。

10.3 工事記録写真

工事記録写真は、第三者が内容を把握できるように表 10-1、表 10-2 のとおり撮影をすること。

(1) 工事記録写真の提出は、表 10 - 1 のとおりとする。

表 10 - 1 工事記録写真詳細

| 項目 | 内容 | 注意点 | 提出枚数 | |
|-------------|-------|--------------------------------|---|---|
| 道路 (舗装) | 土被り | ・給水管の天端から測定 ・道路占用許可を受けた埋設深さ | ・天端が見えること ・スタッフが読めること ・撮影表示板内容が読めること | 1 |
| | 上砂 | ・給水管を覆う | ・10 cmを確保すること | 1 |
| | 下砂 | ・給水管に敷く | ・10 cmを確保すること | 1 |
| | 碎石埋戻し | ・埋設シート設置時が望ましい | | 1 |
| | 仮復旧 | ・道路占用許可を受けた厚さ | | 1 |
| | 本復旧 | | ・同調工事の場合は、その同調名を余白に記入すること ・白線等道路標示の復旧確認をすること | 1 |
| 道路 (砂利道) | 土被り | ・給水管の天端から測定 ・道路占用許可を受けた埋設深さ | ・天端が見えること ・スタッフが読めること ・撮影表示板内容が読めること | 1 |
| | 上砂 | ・給水管を覆う | ・10 cmを確保すること | 1 |
| | 下砂 | ・給水管に敷く | ・10 cmを確保すること | 1 |
| | 碎石埋戻し | ・埋設シート設置時が望ましい | | 1 |
| | 路面復旧 | | | 1 |
| 宅内 | 埋設状況 | ・原則 30 cm | ・管上から測定すること ・なるべく長いスパンの設置状況を撮影すること | 1 |
| 水圧 | 水圧テスト | ・原則 1.75MPa を 1 分間 | ・全景の他、ゲージのアップを撮影すること ・接続先が確認できること | 1 |

(2) 工事記録写真の提出枚数等の例外

- ア 都市計画法第 32 条の開発行為で、宅地分譲の各区画予定線は 1 箇所でも可
- イ 2 本以上の予定線は、1 箇所でも可
- ウ 直圧、加圧方式の新築、既設集合住宅の水圧テストは 1 箇所でも可
- エ 工所用仮設水栓は、宅内の埋設状況及び水圧テストの写真は、免除
- オ 割 T 字管分岐は、水圧テスト (1.0MPa を 10 分間)、穿孔作業中、G L から割 T 字管までの深さ (スタッフ使用) の写真を提出

- カ 貯水槽方式又は自家用給水設備からの切り替えは、申請時に提出した水圧テスト写真とは別に、完成時に新設管を含めた水圧テスト写真を提出
 - キ 井戸水からの切り替えは、井戸の切離し写真を提出
 - ク 給水管閉栓の場合は、配水管分岐の閉栓写真を提出
- (3) 工事記録写真の撮影は、次の説明事項（表 10 - 2）を記入した「撮影表示板」（電子黒板可）を同時に撮影すること。

表 10 - 2 撮影表示板説明事項

| 項目 | 説明事項 |
|----|---------------------------------------|
| 道路 | ・ 施工場所・ 施主名・ 施工日・ 業者名・ 施工内容 |
| 宅内 | ・ 施工場所・ 施主名・ 施工日・ 業者名・ 施工内容 |
| 水圧 | ・ 施工場所・ 施主名・ 施工日・ 業者名・ 水圧試験内容（水圧・ 時間） |

10.4 市が行う完成検査

- (1) 市が行う完成検査は、検査要綱第2条第2号の規定に基づき実施する。
- (2) 主任技術者は、市より検査の立会いを求められた場合には、立ち会わなければならない。
- (3) 指定工事事業者は、完成検査の結果、手直しを指摘された場合には、市が指定する期日までに修正又は補修を行うとともに再度市の検査を受けなければならない。
- (4) 中高層直結直圧給水で建物内メーター設置及び直結加圧給水について、指定工事事業者は、完成届提出前に担当課・室窓口へ完成台帳を提出し検査依頼を行うこと。
- (5) 同一敷地内において水道以外の用水を併用する場合（井水等併用）、必要に応じて現地検査を行う。

〈解説〉

(1) 書類検査

全ての工事は、給水装置工事完成検査報告書〔検査要綱様式1〕（様式集）に基づき検査を行う。

(2) 現地検査

給水装置工事完成届提出前に、市の書類検査及び現地検査を受けなければならない工事内容は以下のとおりである。工事完了後、速やかに担当課・室へ検査依頼を行うこと。

市は、検査要綱の各様式に基づいて検査を行う。

| 給水方式 | 条件 | 検査要綱様式 |
|-------|---------|--------|
| 中高層直圧 | 建物内メーター | 様式7 |
| 中高層加圧 | 全て | 様式7 |
| 井水等併用 | 必要に応じて | 様式5 |

【法第17条】

水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

【法第25条の9】

水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

【条例第 12 条】

工事は、あらかじめ市の審査に合格した設計に基づき、申込者が法第 16 条の 2 第 1 項により管理者の指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に施行させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、市が工事を施行するものとする。

3 第 1 項の規定による工事が完成したときは、直ちに市の検査を受けなければならない。

4 法令その他別に定めがあるもののほか指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定める。

【浜松市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程第 7 条】

指定工事事業者は、条例第 12 条第 3 項に規定する工事検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

10.5 市が行う開発行為工事（配水管）検査

(1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条 1 項又は 2 項の許可を受けて布設した給水装置を開発行為工事（配水管）という。

(2) 市が行う開発行為工事（配水管）検査は、検査要綱第 2 条第 4 号の規定に基づき実施する。

(3) 主任技術者は、市より検査の立会いを求められた場合には、立ち会わなければならない。

(4) 指定工事事業者は、中間検査の結果、手直しを指摘された場合には、市が指定する期日までに修正又は補修を行うとともに、市の検査を受けなければならない。

〈解説〉

(1) 材料検査は、工事申込後、施工前に行う

中間検査は、表層・路盤（指導基準による）を施工する前に「開発行為工事（配水管）書類検査報告書」〔検査要綱様式 3〕（様式集）により書類検査を行う。

完成検査は、完成届提出後、「開発行為工事（配水管）現地検査報告書」〔検査要綱様式 4〕（様式集）により完成検査を行う。指定工事事業者は、完成図書（マイクロ図）を作成し、担当課・室職員と現地検査を行う。

【法第 25 条の 9】

水道事業者は、第 17 条第 1 項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

10.6 指定工事業者が市へ提出する書類

- (1) 検査要綱第3条で定める書類等を市へ提出する。
- (2) 書類の提出期限は、遵守する。

〈解説〉

【共通の書類】

- ・給水装置工事完成届（施行規程第25条関係）第7号様式（第25条関係）（様式集）
- ・設計書（給水台帳）2部
- ・工事記録写真（給水装置工事完成検査報告書〔検査要綱様式1〕（様式集）に記載のある項目）
- ・給水装置工事完成検査報告書（主任技術者）〔検査要綱様式6〕（様式集）
- ・その他、施工条件等により管理者が指定する書類

【開発行為工事（配水管）】

(1) 材料検査

- ・材料検査願〔検査要綱様式9〕（様式集）

(2) 中間検査

- ・工事記録写真
（開発行為工事（配水管）書類検査報告書〔検査要綱様式3〕（様式集）に記載のある項目）
- ・水圧試験結果
- ・水質試験結果
- ・その他、施工条件等により管理者が指定する書類

(3) 完成検査

- ・仕様書で定めている完成図書（マイクロ図）
- ・私設代用管の寄附受入等に関する要綱に指定する書類
- ・給水装置工事完成届（施行規程第25条関係）第7号様式（第25条関係）（様式集）
- ・設計書（給水台帳）2部
- ・工事記録写真（給水装置工事完成検査報告書〔検査要綱様式1〕（様式集）に記載のある項目）
- ・給水装置工事完成検査報告書（主任技術者）〔検査要綱様式6〕（様式集）
- ・その他、施工条件等により管理者が指定する書類

(4) 提出期限

| 種類 | 期限 |
|------|-------------|
| 材料検査 | 施工前 |
| 中間検査 | 表層・路盤を施工する前 |
| 完成検査 | 工事完成後 |